

令和6年度「北薩摩うんまか食発信事業」業務委託仕様書

1 業務委託の名称

令和6年度「北薩摩うんまか食発信事業」業務委託

2 契約期間

契約締結日～令和7年3月21日（金）

3 業務目的

鹿児島県北薩地域振興局（以下「北薩地域振興局」という。）管内の5市町（阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町。以下「北薩地域」という。）では、大将季、紅甘夏、ばれいしょなどのかごしまブランドや鶏肉、ブリ、早掘りたけのこなどの安心・安全で豊富な‘食’のポテンシャルを有している。

これら北薩地域で生まれた食材や特産品等を活かして、北薩の魅力を東京都市圏で発信し、知名度アップを図るとともに、都市部からの観光客等の増加につなげる。

4 委託業務の内容

- (1) 東京都市圏での期間限定のレストランイベント開催業務
 - ・北薩地域の食材を活用したオリジナルメニューの提供
 - ・食材の調達等の調整
 - ・店内（会場）にて、観光PR動画の放映、ポスターの掲示、パンフ等の配布
実施期間：事業効果が高いと考えられる時期に「1か月程度」以上
- (2) 北薩地域の食品、加工品及び特産品等（以下「特産品等」という。）の展示販売イベント開催業務
 - ・特産品等の展示販売
 - ・特産品等の調達等の調整
 - ・店内（会場）にて、観光PR動画の放映、ポスターの掲示、パンフ等の配布
実施期間：上記（1）の実施期間において同一建物内で実施することを基本とし、相乗効果を高める。
- (3) 上記(1)及び(2)に係る広報・宣伝に関する業務

※ 調理用の食材及び展示販売用の特産品等の調達経費は、委託料の中に含むものとする。

※ 北薩5市町が提供する観光PRに関するポスター・パンフレットなどの送料は除く。

5 業務報告

業務終了後、来場者数、売上等の実績を報告すること。

6 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、北薩地域振興局と十分に連携を取ること。
- (2) 本業務の成果品は、北薩地域振興局に帰属する。
- (3) 本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者間で相互に協議を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務の執行に当たって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。
- (6) 業務の進捗状況や経過について、委託者に定期的に報告するものとする。